

第 85 回国際獣疫事務局（OIE）総会概要

1. スケジュール等

- (1) 日程：平成 29 年 5 月 21 日(日)～5 月 26 日（金）（6 日間）
- (2) 開催場所：フランス・パリ
5 月 21 日～25 日：Maison de la Chimie（メゾン・ド・ラ・シミ：化学会館）
- (3) 5 月 26 日：OIE 本部
- (4) 我が国からの出席者
農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長（OIE 日本代表）、
畜水産安全管理課調査官 ほか



議場の様子

2. 主な議題

- (1) 理事会及び地域委員会役員の新補欠選挙
 - ① 理事会役員の新補欠選挙
Dr Sen Sovann（カンボジア）が OIE 理事に選出された。
 - ② アジア極東オセアニア地域委員会役員の新補欠選挙
本地域委員会役員の新補欠議長（2 席）及び事務局長（1 席）の新空席があったことから、
新補欠選挙が行われた（任期は残り 1 年）。
新補欠議長として、伊藤国際衛生対策室長及び Dr Tashi Samdup（ブータン）が選出された。
また、事務局長として、Dr Him Hoo Yap（シンガポール）が選出された。
- (2) 科学委員会からの報告
 - ① BSE の公式ステータス認定の廃止に係る検討・コード規約の見直し
BSE のコードの見直しには一定の支持があったものの、公式ステータス認定を廃止することについては、日本や EU、米国等、アフリカ地域以外の国から慎重意見が相次いだ。科学委員会は加盟国の意見を受け止めつつ、今後の検討を進めるとした。

② BSE、口蹄疫等動物疾病ステータスの公式認定

(i) 牛海綿状脳症 (BSE)

新たにポーランドが「無視できるリスクの国」に認定され、英国の2地域（北アイルランド及びスコットランド）が「無視できるリスクの地域」に認定された。

(ii) 口蹄疫

新たにパラグアイが「ワクチン接種清浄国」に認定された。また、ボツワナの一部地域が「ワクチン非接種清浄地域」として認められ、台湾の金門島を除く地域及びカザフスタンの一部地域がワクチン接種清浄地域として認められた。公式管理プログラムの認定国リストからボリビアとエクアドルが削除された。

(iii) 牛肺疫

ブラジル、南アフリカが新たに清浄国に認定された。

(iv) 小反芻獣疫 (PPR)

ボツワナが新たに清浄国に認定された。

(v) 豚コレラ

パラグアイ及びルーマニアが新たに清浄国に認定され、コロンビアの一部地域が清浄地域に認定された。

(vi) アフリカ馬疫

新規認定はなかった。

(3) 陸生動物衛生規約委員会（コード委員会）からの報告

① 第 6.X 章 牛群のサルモネラの予防と管理、第 6.Y 章 豚群のサルモネラの予防と管理

豪州から、サルモネラは OIE リスト疾病ではないので、これらの章の国際貿易との関係性が不明であり混乱を招くと指摘があり、タイから、「本章は国際貿易における使用を意図していない」との文を追加すべきとの発言があったが、今後検討することとされた。

第 6.Y 章について、コスタリカ（アメリカ 29 か国を代表）から、「backyard farming」や自家消費の生産等は対象外とすべきと発言し、コード委議長から、「backyard farming」は屋外型生産方式として実行可能であれば勧告を実施するとされており、自家消費の生産は対象外であるとの回答があり、案どおり採択された

② 第 10.4.25 条 鳥インフルエンザ

スウェーデン（EU28 か国を代表）から、本章の見直しの優先度を上げるべきとの発言があった。

豪州、フランス、タイ（ASEAN10 か国を代表）から、研究の成果を今後インプットしたい旨発言があり、コード委議長から、出版されたものであればその成果を含めていきたい旨回答があった。さらに、フランスから、加盟国が地域主義など本章に

基づく措置を速やかに実施することが重要である旨発言があった。

③ 第 15.1 章 アフリカ豚コレラ

セネガル（アフリカ 54 か国を代表）、イタリア（EU28 か国を代表）及びジョージア（ヨーロッパ 53 か国を代表）が改正案を支持する一方、中国が強硬に反対し、韓国が中国を支持した。中国及び韓国は、第 15.1.2 条の最後の段落（飼育豚由来の物品の安全な貿易）を削除すべきと主張し、採択に反対した。中国は、今般の改正案には、野生動物で本病の感染が確認されても家畜との隔離が適正に行われていることを考慮してステータスを決定する旨（第 15.1.2 条）が含まれており、この規定により野生動物での本病発生時に輸入を停止する根拠が希薄になるということ等を理由に反対した。

コード委議長から、当該段落は、疫学的な知見を考慮した記述であること、ステータスを確認した上で条件を満たしていないなら輸入を認めないこともあり得ること、科学的裏付けなく輸入を認めないことは SPS 協定にも反する等を説明したが合意に至らず、議長判断により、採決となり、賛成多数で案どおり採択された（中国及び韓国が反対）なお、今後、具体的な検討を専門委員会のほか中国及び韓国を加えて行うこととなった。

④ 第 15.X 章 豚呼吸器・繁殖障害症候群（PRRS）

スイス及びノルウェーから、数少ないワクチン非接種清浄国として、精液の輸入に関する勧告に懸念があるので、将来的な課題として検討してほしいとの発言があり、デンマーク（EU28 か国を代表）が支持した。

豪州から、肉にはリスクの高いリンパ節等が含まれ、第 15.X.12 条の記述ではリスクに対処できないため削除すべきと主張し、南アフリカ、アルゼンチン、ニューカレドニアがこれを支持。

一方、デンマーク（EU28 か国を代表）は、EFSA の研究で肉にはリスクがないとされていることを踏まえ 12 条の記述を支持。米国も自国の研究で同様の結果を得ておりデンマーク（EU）を支持する旨発言。

コード委議長から、各国は独自のリスク評価の権利を有していること、疾病伝播の主な理由は子豚と精液でありこれらは厳格に管理すべき物品であること、本章は新規章であり、採択されることで現状よりも本病の拡大を防ぐことに寄与すると確信している旨説明し、原案のままの採択を提案。議長判断で採決となり、賛成多数で案どおり採択された（豪州、南アフリカ、アルゼンチン、ニューカレドニアが反対）。

(4) 生物基準委員会からの報告

① <リファレンスセンター>

リファレンスラボラトリーについて ISO17025 未取得のラボ、年次報告書の提出がないラボについては、2 年間の資格停止期間を経て、リストから削除する方針が示された。また、新たに 9 施設をリファレンスラボラトリーに認定する決議案が採択された。

② <陸生動物マニュアル>

陸生動物マニュアル改正案は、案どおり採択された。

(5) 水生動物委員会からの報告

Tilapia Lake virus 感染症は、コイに次いで内水面での飼養尾数が多い“ティラピア属”を宿主とするものであるため影響が大きく、対策が必要であるとの言及を受け、OIE 事務局から、本病が新興感染症に該当すること、technical disease card を作成したこと、本病が OIE のリスト疾病になり得るかどうかの評価を実施し、診断法が不十分であることからリスト疾病としての基準を満たしていないことの報告があった。

これに対し、ブラジルからは、本病をリスト疾病とするよう来年提案予定である旨、オーストリア（EU28 か国を代表）からは、本病は新興感染症であり、通報要件に従い適切に通報されるべきである旨の発言があった。

水生動物コード及び水生動物マニュアルの改正案について、各国からの主なコメントは以下のとおりであり、一部の修正等を除き、案どおり採択された。

① <水生動物コード>

Chapter 9.X の Acute Hepatopancreatic Necrosis Disease (AHPND : 急性造血器壊死症)については、様々な Vibrio 属菌が原因菌になり得るとの中国からの指摘を受け、次回の水生動物委員会で検討することとされた。

② <水生動物マニュアル>

水生動物マニュアル改正案は、Infictious Myonecrosis (IMN), Taura Syndrome (TS)の検査方法の一部の修正等を除き、案どおり採択された。

(6) 薬剤耐性 (AMR) に関する技術課題

Dr Khadija Id Sidi Yahia (モロッコの OIE 動物用医薬品フォーカルポイント) から、各国に実施したアンケート調査の結果について報告があった。報告の概要は以下のとおり。

- ① 今回の調査は、WHO グローバルアクションプランに基づく対策の進捗を確認することと、将来的に OIE 等が支援すべき事項を明確にするために行うものであること。
- ② アンケートは4つの項目 (①認知度及び理解の向上、②サーベイランス及び研究を通じた認識の強化、③良好な統治及びキャパシティビルディング、④国際基準の実行を奨励) に大別されるが、2015 年以前と以降を比較すると、いずれの項目も改善が認められていた。
- ③ 日本からは、発表に対する謝意、WHO のグローバルアクションプラン及び OIE の AMR 戦略への支持を表すとともに、全国的な AMR サーベイランス、リスクベースの AMR 対策、ヒト医療分野との連携強化によるワンヘルスマニタリング等日本の取組を紹介した。
- ④ 本技術課題について、我が国の意見も踏まえた勧告が採択された。勧告の概要は次のとおり。

加盟国は、リスクアナリシスがなされない場合には、成長促進目的での抗菌剤使用

を段階的に廃止することを含め、抗菌剤の慎重使用につき WHO 国際行動計画に基づく約束を履行、抗菌剤の使用量データを毎年 OIE に提出。OIE は、抗菌剤が無くても済むようワクチン開発等を奨励、獣医療上重要な抗菌剤の見直し、継続教育の強化に貢献。

(7) 小反芻獣疫（PPR）撲滅に向けた取組に関するサイドイベント

FAO/OIE PPR 合同事務局、アフリカ連合、モンゴル政府から、それぞれの取組が紹介された。総会直前に本サイドイベントの開催が告知されたにもかかわらず、会場は満席で、立見も 20 名程度見られ、各国の関心の高さが伺われた。

合同事務局からは、PPR の年間被害額が 15～21 億 USD にものぼっており、地域の貧困や、食料安全保障への対策という面からも PPR 対策が重要であるとのプレゼンが行われた。また、今後 5 か年の計画を実行に移していくには、996 百万ドルが必要であるとして各国への協力が呼びかけられた。

アフリカ連合からは、アフリカに限ってみても約 6.6 億頭の小反芻獣が飼養されており、PPR の影響は甚大であることを示すとともに、対策には国際機関の連携が重要であると訴えた。

モンゴルからは、PPR により野生動物に大きな被害が出ていることが報告されるとともに、ワクチン接種、疫学評価、関係者の意識向上に向けた取組、ワクチン接種後のモニタリング・サーベイランス、診断機関や獣医師のトレーニングを行っていくことが紹介された。

(8) OIE アニマルウェルフェア世界戦略について

OIE 事務局から、OIE アニマルウェルフェア世界戦略について概要が報告された。本戦略の概要は以下のとおり。

- ① 以下の 4 つの柱から構成される。
 - (i) アニマルウェルフェアの基準の作成
 - (ii) キャパシティビルディングと教育
 - (iii) 政府、団体、獣医サービス、教育機関、一般市民とのコミュニケーション
 - (iv) アニマルウェルフェアの基準と政策の実施
- ② また、今後の OIE の活動として以下の項目が提示された。
 - (i) アニマルウェルフェアの研究者、活動者、生産者を集めた議論の場（フォーラム）を設置。
 - (ii) 科学に基づいたアニマルウェルフェアの基準を作成。
世界戦略の実施を促進するため、地域ごとのアニマルウェルフェア戦略の作成・実施を促進・支援。
 - (iii) アニマルウェルフェアの基準作成過程における加盟国の関与を支援する。フォーカルポイントはアニマルウェルフェアの国内活動の調整を行う。
 - (iv) アニマルウェルフェアの科学とその他の分野の科学（社会、環境、経済等）と

の関係を強化する。

③ 日本からの発言

日本からは、科学に基づいた効果的な防疫が唯一の解決策である家畜衛生と異なり、アニマルウェルフェアのガイダンスは、加盟国がそれぞれの状況に応じて実施できるフレキシビリティが重要であり、科学的根拠に加え、多様な加盟国の家畜の飼養実態や文化などの差異を踏まえた柔軟な基準を作成することが重要であること、OIEの戦略については、このような考え方に配慮した運用が望ましい旨を発言した。

④ 各国からの主な発言

その他、英国（EU28 か国を代表）から、同戦略を支持するとともに、アニマルウェルフェア WG に代わって関係者により構成されるフォーラムの活動を期待する旨発言あり。台湾から、最近台湾でアニマルウェルフェアに関する制度が改正されたことが紹介された。UAE から、“ワンヘルス”の考え方をどのように発展させて行くのかについて発言があり、これに対し、OIE 事務局次長 Dr. Matthew Stone から、メキシコでの世界会議でも“ワンヘルス”を議論し、このイニシアチブは今後、新たに設置されるフォーラムの場で扱うことになるだろうと発言があった。

(9) その他

OIE 加盟国にキュラソーが加わり、OIE の総加盟国・地域数は 181 となった。

カザフスタンのアスタナ事務所が準地域事務所（口蹄疫調整ユニット）に格上げされた。